

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB 1：金利リスク | | | |
|---------------|-------------|----------|----------|
| 項番 | | ΔEVE | |
| | | 2018年9月末 | 2019年9月末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | | 17,672 |
| 2 | 下方パラレルシフト | | 0 |
| 3 | ス テ ィ ー プ 化 | | 13,900 |
| 4 | フ ラ ッ ト 化 | | |
| 5 | 短 期 金 利 上 昇 | | |
| 6 | 短 期 金 利 低 下 | | |
| 7 | 最 大 値 | | 17,672 |
| | | 2018年9月末 | 2019年9月末 |
| 8 | 自 己 資 本 の 額 | | 50,649 |

(注)

1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

このため、開示初年度につき、2019年9月末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（2018年9月末）は7,371百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

定性的な開示事項

| 定 性 的 事 項 | |
|-----------|---|
| (1) | <p>リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明 当金庫では、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book※）については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。 （※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）</p> <p>B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明 当金庫では、ALM管理体制のもと、自己資本に対するリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めています。</p> <p>C. 金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。</p> <p>D. ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明 当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。</p> |
| (2) | <p>金利リスクの算定方法の概要</p> <p>A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（※）及び信用金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項（※IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。）</p> <p>(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。</p> <p>(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は3年です。</p> <p>(c) 流動性預金への満期の割り当て（コア預金モデル等）及びその前提 流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。</p> <p>(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。</p> <p>(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提 当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。</p> <p>(f) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等） 当金庫ではIRRBBの算出にあたり、ΔEVEでは預貸金にスプレッドを含めず、有価証券には含めて算出しています。</p> <p>(g) 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは、使用していません。</p> <p>(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 開示初年度であるため記載していません。</p> <p>(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、当金庫の資産・負債の構成から見て、妥当な範囲に収まっていると考えております。</p> <p>B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項</p> <p>(a) 金利ショックに関する説明 ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、シナリオに基づく金利変動としています。</p> <p>(b) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEと大きく異なる点） 当金庫では、債券の金利リスクをVaRにより管理しており、そのリスク量に上限ガイドラインを設定しています。 具体的には、有価証券投資のVaR（保有期間1年、観測期間5年、信頼水準99.0%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や損失限度額なども設定しており、運用方針については、常に見直すことができるリスク管理体制となっております。 また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去の事例や、シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見直しなど表現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。</p> |